

海外遠征申請手続きについて

公益財団法人日本サッカー協会 競技会規則第4節第19条 【海外における競技】

加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に
本協会の承認を得なければならない。

【手続き方法・流れ】

- ① 公益財団法人日本サッカー協会（以下 J F A）への申請書提出期限は、海外遠征に出発する日の、前々月の末日まで（土日祝にあたる場合は、その前日まで）となっていますが、一般財団法人静岡県サッカー協会（以下 静岡県協会）での内容確認が必要となりますので、静岡県協会への提出は、出発する日の前々月の25日頃までにお願いいたします。

尚、書類提出期限までに詳細が決定していない場合でも、海外遠征に行く事が決定している場合は、静岡県協会までご相談下さい。

- ② 申請書類（1. 海外遠征申請書、2. 日程表（案でも可）、3. 参加者名簿 4. 予算書）を作成し、申請料（5,500円）を添えて静岡県協会にお持ちいただくか、下記の口座に入金し、振込受領書のコピーを添付して、申請書類を郵送またはメールにて送って下さい。

尚、遠征先協会・大会主催者発行の承諾書または招請状がある場合は添付して下さい。
また、提出期限を過ぎている場合は、「遅延理由書」も一緒にご提出下さい。

【申請料振込先】

スルガ銀行 静岡南支店 普通預金 1698794

口座名義 一般財団法人静岡県サッカー協会チーム選手登録

- ③ 静岡県協会にて内容を確認後、J F Aに申請します。
- ④ J F A理事会で承認された後、J F Aがアジアサッカー連盟（A F C）に申請フォームを提出します。

- ⑤ 海外遠征申請承認後は、従来の書面による通知に代わり、ＪＦＡの公式ホームページに公開される理事会報告へ変更となります。

<http://www.jfa.jp/> ⇒ ＪＦＡ ⇒ 情報開示 ⇒ 評議員会・理事会

⇒ 理事会報告 より、報告事項のご確認をお願いします。

遠征先の要望等で、ＡＦＣへの申請フォーム（英文）の写しが必要な場合は、静岡県協会までご連絡下さい。ＪＦＡに写しをもらえるよう依頼をします。

- ⑥ 遠征終了後、「海外遠征報告書」を提出して下さい。特に決まったフォーマットはありません。
- ⑦ ＪＦＡの承認を得ずに海外遠征を行った加盟チームまたは選手は、処分の対象となる場合がありますのでご注意下さい。
- ⑧ その他、不明な点がございましたら、静岡県協会事務局までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先・書類送付先】

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 3 階
一般財団法人静岡県サッカー協会 事務局
TEL : 054-266-5280 F A X : 054-266-5281
メールアドレス : kaikei47@shizuoka-fa.com